

○道路使用許可に係る手数料の徴収免除に 関する規程 (平成5.3.31 鹿児島県公安委員会規程1)

改正 前略…平成29.12公規程5

第1条 鹿児島県手数料徴収条例施行規則（平成12年鹿児島県規則第89号）第2条第1項表9のウの「手数料を徴収することが不適当なものとして公安委員会が定める場合」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所が行う保育上の行事
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づいて設立された共同募金会が行う共同募金又は緑化推進のために行う緑の羽根募金
- (3) 日本赤十字社が行う日本赤十字法（昭和27年法律第305号）第27条に規定する業務
- (4) 社会奉仕活動として行う道路又は道路に係る交通安全施設の清掃、整備等
- (5) 交通安全、犯罪防止等のためのパレード、キャンペーン等又は火災、震災その他の災害予防のための防災訓練

本条…一部改正(平成12.3公規程1、28.9公規程10、29.12公規程5)

第2条 この規程の実施について必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成12.3.31公規程1)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成28.9.6公規程10)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29.12.1公規程5)

この規程は、公布の日から施行する。